

議案第24号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する猟銃の所持許可の欠格事由に係る誤教示による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年9月18日

鳥取県知事 平井伸治

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金17,250円を支払うものとすること。

3 和解の概要

鳥取県鳥取警察署所属の職員が、和解の相手方の猟銃所持許可の欠格期間を誤って短く教示したことにより、和解の相手方が、猟銃を銃砲店に保管委託し、また、欠格期間中に所持許可更新申請を行った。

これらに係る費用は、欠格期間を誤解したことにより負担されたものであるため、和解の相手方が負担した費用の一部を支払うことで和解しようとするものである。